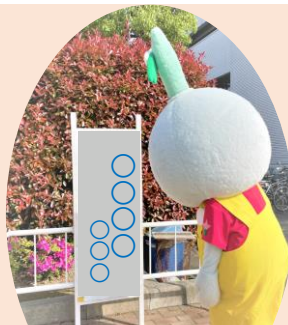


【 令和6年度吹田市景観まちづくり活動補助金の募集 】

市民主体の景観まちづくり活動 の経費を補助します!!

まちなみの課題について、住民のみんなと意見交換したいなあ...

景観に関するルールをつくりたいなあ...



店主で集まって看板のルールを考えたいなあ...

商店街のみんなと景観に配慮した看板に更新したいなあ...



地域の人と一緒に、まちに花や緑を増やして景観をよくしたいなあ...

地域のいい景観を知ってもらうためのイベントをやりたいなあ...



！ 応募受付期間 ！
令和6年(2024年)4月1日(月)から
同年5月10日(金)まで

補助対象事業：景観まちづくりに関する市民の意識の向上につながる活動で令和6年度(2024年度)の事業が対象です。

補助金額：補助対象経費の2分の1以内で、10万円を限度とします。

(例)会議室使用料・チラシ等紙代・専門家への謝礼・視察の交通費など

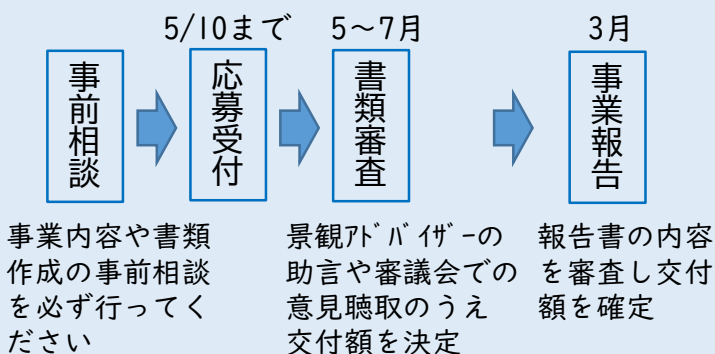
応募できる団体：①市内で活動する市民10人以上で組織される団体 又は
②市内で景観協定を締結しようとしている、
当該土地所有者等3人以上を構成員とする団体

気軽に
問い合わせね



すいたん SUITA

~~~~~ 手続の流れ ~~~~~



事業期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

【提出先・問い合わせ】

吹田市 都市計画部 都市計画室  
- 吹田市役所 低層棟3階 -

Tel 06-6384-1968 (直通)

Fax 06-6368-9901

E-mail [tokei-keikan@city.suita.osaka.jp](mailto:tokei-keikan@city.suita.osaka.jp)

詳細は都市計画室のホームページでご確認ください

吹田 景観 補助金

検索



## 令和6年度 吹田市景観まちづくり活動補助金募集要項の概要

**目的** この補助金制度は、吹田市景観まちづくり活動補助金交付要領(以下、「要領」という。)に基づき、予算の範囲内で景観まちづくり活動に必要な経費の一部を補助することにより、景観まちづくりに寄与する活動を積極的に支援するとともに、市民主体の景観まちづくり活動のさらなる活性化を図ることを目的としています。

### 応募できる者

- (1)吹田市内で活動する、市民10人以上で組織される団体
- (2)吹田市内で、景観協定を締結しようとしている、当該土地所有者等3人以上を構成員とする団体

**対象事業** 応募できる事業は、以下の全ての項目に該当する事業であることが必要です。

- (1)市民が主体的、かつ継続的に、吹田市内で行う活動であること
- (2)今後、構成員又は事業の発展が見込まれること
- (3)他の制度による補助金等を受けていないこと
- (4)営利及び宗教或いは政治を目的としないこと
- (5)景観まちづくりに関する市民の意識の向上につながる活動であること

**補助金額** 補助対象経費の2分の1以内で、10万円を限度とします。(補助対象事業に係る収入がある場合は、その額を補助対象経費から控除した額の2分の1とします。また、補助対象事業に対しての寄付金がある場合は、原則補助対象事業に係る収入とし、補助対象経費から寄付金の額を控除するものとしますが、現金による寄付金で補助事業者が営利を目的としない団体の場合はこの限りではありません。) 応募は1団体につき1事業のみとします(複数申請不可)。本市、大阪府、その他公共団体又は公共的団体から補助を受けている事業は応募できません。なお、補助対象経費の審査や、応募者多数の場合により、申請された金額より減額することもありますので、あらかじめご了承ください。

**補助対象事業期間** 令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日の間に行われる事業を対象とします。翌年度以降も継続する事業であっても応募できます。なお、応募時にすでに取り組んでいる事業(昨年度以前から継続している事業を含む)も対象としますが、すでに完了している事業は応募できません。

**継続事業の取り扱い** 翌年度以降も継続する事業を行う計画の場合は、応募の初年度に全体の事業計画書、収支予算書、最終年度の達成目標を記述した概要書を提出し、計画性を持って事業活動を進めてください。ただし、応募は毎年度必要で、審査も単年度ごとに行うもので、初年度に次年度以降の補助を約束するものではありません。2年目以降は、前年度の事業実績などを評価したうえで継続補助の可否と補助金額を審査します。

**補助対象経費** 補助対象となる経費は、補助事業者が直接経費を支払い、補助対象事業のみに要するもので、下記の経費とします。報償費(講師・専門家への謝礼等)、旅費(交通費、通行料金等)、需用費(チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、消耗品等)、役務費(翻訳・原稿料、通信運搬にかかる経費、保険料等)、使用料及び賃借料(会場借上げ料等)、その他の経費(その他市長が認める経費)

### 補助対象の制限

- (1)補助対象事業以外の経費 補助事業者が申請以外の事業を行っている場合は、それらの事業と共通する運営費や事務所等の管理費等は対象となりません。
- (2)受益者負担の原則 補助対象事業に受益者が存在する場合、材料費等の実費は、基本的にサービスの受益者から徴収するものとします。ただし、対象となる者(障がい者等)によっては考慮します。
- (3)支出科目
  - ①食糧費は、会費、参加費等で賄うものとします。

- ②加盟組織等への入会費、年会費等は、当該団体の会費で負担するものとします。
- ③講演会等における高額謝礼は認めません。
- ④交通費は、日常の活動に要する経費は認めません。

### 募集期間・提出先・提出方法

#### (1)募集期間

令和6年(2024年)4月1日(月)9時00分から  
令和6年(2024年)5月10日(金)17時30分まで  
なお、申請書提出の前に、事前相談を行うようお願いします。

#### (2)提出先 吹田市役所本庁 低層棟3階 都市計画室

#### (3)提出方法 都市計画室窓口への持参、郵送又はメール

### 提出書類

- (1)吹田市景観まちづくり活動補助金交付申請書
- (2)添付書類 ①団体概要書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④定款、規約、会則又はこれに準じるもの ⑤役員名簿(実行委員会形式の場合は、実行委員名簿) ⑥団体の当該年度予算書 ⑦団体の前年度決算書 ⑧会報、ニュースレター等団体の活動内容がわかるもの(作成している場合のみ)

※(1)及び(2)の①、②、③についてはホームページにて様式をダウンロードできます。

**審査方法** 申請内容が、この募集要項に適合する事業であることを確認し、吹田市景観アドバイザーの助言及び吹田市景観まちづくり審議会の意見を聴いた上で、市長が補助対象事業及び補助額(率)について決定します。

**決定通知** 不交付の場合は理由も添えて通知します。

また、応募された事業については交付、不交付にかかわらず、その事業概要、交付申請金額、交付決定金額などを都市計画室ホームページに掲載します。

**進捗状況報告** 補助事業者には、事業実施年度途中に進捗状況について報告していただきます。また、事業の進捗状況についてヒアリングを行う場合があります。

**事業報告** 補助事業者には、事業が終了次第、吹田市景観まちづくり活動実績報告書に関係書類(事業実績報告書、収支決算報告書等)を添えて提出していただきます。収支決算報告書には領収書の添付が必要です。また、事業の内容、成果について、市が行う景観まちづくりの啓発事業等に利用する場合があります。

**確定通知及び精算** 吹田市景観まちづくり活動実績報告書の内容を審査して、補助金交付額を確定します。このとき、既に交付を受けた金額が確定金額を超える場合は、その超過分を返還していただきます。

### その他

- (1)不正な手段により補助金の交付を受けたときなど、要領の規定に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- (2)補助金交付決定を受けた団体は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿、証拠書類を補助事業完了後10年間保管してください。
- (3)補助対象経費として実施する広報等の媒体については「補助事業者名」および「吹田市景観まちづくり活動補助金の補助対象事業」であることを必ず明記してください。その他の広報等の媒体についても上記の2点について記載するなど、本補助金制度のPRに協力してください。
- (4)本補助金は団体の活動支援を目的としているため、補助金の交付は団体名義の口座への振り込みとなります。団体代表者等の個人口座への振り込みはできませんので、ご注意ください。